

ハンセン病に関する企画展示を行います

ハンセン病に対する国の隔離政策により、長い間患者やその家族の方々は差別や偏見、人権侵害に苦しんできました。

過去に起きた事実をしっかりと受け止め、それを次の世代に伝えていくことが、ハンセン病の正しい理解、そして、偏見や差別という過ちを二度と繰り返さないことにつながります。

県と新潟県藤楓協会（会長：新潟県知事）では、県民の皆様にハンセン病の歴史や病気について理解を深めていただけるよう、県内各地でハンセン病に関する展示を行います。

記

1 日時・開催場所

展示期間	時間	会場
令和 8 年 10 月 6 日（火） ～ 9 日（金） ※国立ハンセン病資料館共催	8 時 00 分～21 時 00 分 （初 日：13 時 00 分から） （最終日：11 時 00 分まで）	アオーレ長岡 1 階ホワイエ （長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10）
令和 8 年 10 月 10 日（土） ～11 日（日）	10 日：10 時 30 分～16 時 00 分 11 日：10 時 00 分～15 時 00 分	新潟医療福祉大学 Q 棟 2 階 （新潟市北区島見町 1398 番地）
令和 8 年 10 月 16 日（金） ～23 日（金） ※新潟市共催	月～土：9 時 00 分～21 時 30 分 日・祝：9 時 00 分～17 時 00 分 （初 日：10 時 00 分から） （最終日：15 時 00 分まで）	クロスパルにいがた 1 階 （新潟市中央区礎町通 3 - 2086）
令和 8 年 10 月 26 日（月） ～31 日（土） （27 日（火）：休館日）	8 時 30 分～22 時 00 分 （初 日：11 時 00 分から） （最終日：15 時 00 分まで）	高田城址公園オーレンプラザ （上越市本城町 8 番 1 号）

2 内容

ハンセン病の知識、歴史、療養所での暮らしなどに関するパネルの展示とリーフレットの設置等

※10 月 6 日（火）～ 9 日（金）の展示では、国立ハンセン病資料館との共催で、ハンセン病患者に対する強制隔離が行われていた時代、「壁の向こう側」である療養所に足を踏み入れた写真家・趙根在が記録した作品 8 点を展示します。

国立ハンセン病資料館ホームページ：<https://www.nhdm.jp/events/list/9151/>

【ハンセン病とは】

ハンセン病とは、「らい菌」による慢性の感染症のことです。遺伝性はなく、菌が体内に入っても、多くの場合発症せず、感染力も極めて弱い感染症です。現在、日本で生まれ育った人がハンセン病を発症するケースはほとんどなく、発症したとしても、薬により治療すれば治る病気となっています。

ハンセン病患者に対する国の隔離政策は明治 40 年から法律制定とともに始まり、有効な治療薬の発見後も続き、平成 8 年の法律（らい予防法）廃止とともに終了しました。平成 13 年には国の政策を違憲とする判決が下されています。

現在、日本には 14 か所（国立 13、私立 1）の療養所があり、新潟県出身者も含め、約 550 名の方が療養所で生活されています。

【本件についてのお問合せ先】

感染症対策班 猪股

（直通）025-280-5200（内線）2769